

役員のための財務税務会社法ニュース

太陽 ASG マネジメントリポート

今回のテーマ： 株価上昇局面における非上場株式承継対策

景気回復や企業業績の改善を背景に多くの企業で自社株式の評価額が上昇傾向にあります。自社株式の評価額が上昇し続けた場合には、相続税・贈与税の負担増によりスムーズな事業承継が困難になります。

1 株価上昇局面における自社株対策

対 策	手 法	効 果
株 価 上 昇 幅 の 抑 制	資産管理会社の活用 (個人所有から法人所有へ)	株価上昇による含み益の 40% 控除により株価の上昇幅を抑制
相続財産額の固定化	資産管理会社の活用 (後継者の持株会社への譲渡)	後継者が株式を保有する資産管理会社に株式を譲渡して現金化することで、相続財産額を固定
	相続時精算課税贈与	一律 20% (2,500 万円まで無税) の税率で株式を贈与。株価は贈与時の時価に固定
相続財産からの除外	安定株主への譲渡等 (従業員持株会、一般社団法人)	経営者の保有株式を従業員持株会等に譲渡
	公益法人等への寄附	経営者の保有株式を公益法人等に寄附

2 資産管理会社（持株会社）の活用

1) 株式交換・株式移転等による持株会社の設立

株式交換、株式移転、会社分割などの方法により持株会社を設立し、経営者の保有する財産を持株会社の株式に交換します。再編行為だけでは相続財産の評価額には影響がありませんが、持株会社設立後の株価上昇による含み益の 40% が控除されることになるため、経営者が事業会社の株式を直接保有する場合よりも、持株会社の子会社として間接的に保有したほうが相続税評価額の上昇を抑制する効果があります。

2) 後継者の持株会社への譲渡

後継者の出資により設立された持株会社に経営者が保有する株式を譲渡します。株式が現金化されることで相続税評価額が固定されます。そのまま納税資金として相続することもできますし、相続税評価額がより低くなる財産（不動産等）へ置き換えることも可能です。

3 相続時精算課税の活用

自社株式の贈与について、相続時精算課税を選択した場合には、贈与時の評価額が相続財産の額に加算されて相続税額が計算されることになります。業績好調で将来の相続税評価額が上昇することが確実視される場合や、特別償却や役員退職慰労金の支給等により一時的に株式の評価額が引き下がったタイミングを選択することで、今後の株価上昇による相続税評価額の増加を抑制することが可能となります。

また、特別控除額の 2,500 万円までは無税で、2,500 万円を超える部分については一律 20% の税率で贈与を行うことができるため、累進税率である暦年課税贈与（基礎控除額 110 万円）に比べて一度に大量の株式を贈与することが可能です。

お見逃しなく！

- 相続時精算課税を選択した場合、相続時の評価額が贈与時の評価額を下回った場合でも、贈与時の株価で相続税額を計算する点に注意が必要です。
- 非上場株式の評価は、当該会社の決算数値を基礎に評価されます。業績好調による株価上昇局面では、決算期前の承継対策が望まれます。